

平成19年度 第1回
都留市都市計画審議会
会議録

1. 日 時：平成19年11月6日(火)午後1時30分から午後2時20分
2. 場 所：都留市役所 3階 大会議室
3. 出席者：藤江厚夫委員・熊坂栄太郎委員・堀口良昭委員・杉山 肇委員
水岸富美男委員・森屋 宏委員・堀内富久委員・戸島公男委員
田口三紀夫委員(代理人 日原 修)・中嶋公子委員・田中一利委員
高部幸子委員・平井保正委員・滝口政明委員・渡辺かをる委員
武井美代子委員・相澤節子委員・志村 環委員・熊坂ひとみ委員
4. 欠席者：佐藤秀子委員
5. 審議案件：第1号議案 都留都市計画道路の変更について
3・6・6下谷線の路線変更
第2号議案 都留都市計画用途地域の変更について
十日市場及び夏狩地区の用途地域の変更
6. 報告案件：(1) 都留都市計画道路の変更について
3・5・3厚原線の路線変更
(2) 次回開催予定について

(司 会)

皆様こんにちは。大変お忙しい中をご出席いただきまして誠に有難うございます。私は本日、司会を務めさせていただきます基盤整備課の澄川です。よろしくお願いいたします。

それでは、只今から、都留市都市計画審議会委員の委嘱状交付式を行ないます。これは、平成16年12月1日をもって前委員の任期が切れたことにより、新たに委員を委嘱する必要が生じたためでございます。

(市長より委員20名に委嘱状交付)

(司 会)

以上をもちまして委嘱状交付式を終了させていただきます。引き続きまして、平成19年度第1回都留市都市計画審議会を開会いたします。

まず始めに、事務局職員の紹介をさせていただきます。基盤整備課長の小佐野でございます。基盤整備課課長補佐の槇田でございます。基盤整備課の田中でございます。同じく広嶋でございます。

次に、資料のご確認をお願いいたします。本日の資料は、配布させていただきました、『平成19年度 第1回 都留市都市計画審議会』と書いてある左横にホッチキス留めをした資料、図面の資料がNO,1 からNO,6 まで6枚、そして『みらいに向けたまちづくりのために』と書いてあるパンフレットでございます。都市計画審議会資料をご覧ください。表紙の次に順番により、本日の審議会次第、1・2 ページに都留市の都市計画の概要、3 ページに都市計画策定の経緯の概要、4・5 ページに都留都市計画道路の変更内容、6・7 ページに都留都市計画用途地域の変更内容、都留市都市計画審議会条例文、そして最後に審議会委員名簿を用意させていただきましたが、よろしいでしょうか。

それでは、次第に沿い会議を進行させていただきます。

次第2、小林市長よりご挨拶申し上げます。

(市長)

本日は、平成19年度第1回都留市都市計画審議会を開催いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中にもかかわらずご出席を賜りましたこと、心から御礼申し上げますところでござ

います。また、ただいま委員にご委嘱を申し上げましたところ、ご快諾を賜りましたこと重ねて御礼を申し上げます。

皆様には、これから2年間に渡りまして、本市の都市計画の策定や都市計画事業の実施に関しまして調査・審議をお願いすることになります。よろしくお願い致します。

都留市の都市計画につきましては昭和29年都市計画区域の決定をいたしました。その後、時代の要請に応えながら幾度かの変更及び新規決定を行い現在に至っております。この間、都市計画道路として姥沢川通り線外6路線、延長約7キロメートルの整備を行っております。また都市公園として楽山公園など5箇所の整備を行なってまいりました。そして、昭和55年に事業着手した市総合運動公園の施設整備も本年度中には完成予定ということになっております。また、都留文科大学前駅を中心とした田原土地区画整理事業の完成、平成5年から公共下水道事業の展開等、都市計画事業による基盤整備が着々と進んでおります。

こうした中で、地域経済の振興には欠かすことのできない公共交通幹線網の基盤整備に積極的な努力を続けてきたところで

ございます。

本日の審議案件は、本市の最重要課題であります都留インターチェンジのフルインター化が行われておりまして、それに関連する都市計画道路の変更が1件、平成18年度からスタートしました「まなび発見・実践みんなでつくるスマートシティ」と題しまして第5次都留市長期総合計画の中でも重点施策に位置付けた「小水力発電のまち・アクアバレーつる」構想の推進に関連して、十日市場及び夏狩地区の用途地域一部変更が1件、計2件であります。

詳細な経緯・内容は事務局から説明させますので、皆様の様々な方面・角度からの検討・ご審議をいただき、適時適切なご判断を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はご苦労様でございます。

(司 会)

有難うございました。続きまして、次第3、会長選出に入ります。会議資料の都留市都市計画審議会条例文をご覧ください。都留市都市計画審議会条例第5条第1項により、会長につきましては学識経験委員の中から委員の選挙によって定めるとござ

います。審議会委員名簿により、選出方よろしく申し上げます。

(委員)

会長につきましては、都留市商工会会長の田中一利委員を推薦いたします。

(司 会)

只今、委員から田中一利委員を会長にと発言がありましたが、よろしいでしょうか。

『異議なし。』の声

それでは、会長に選出されました田中一利委員からご挨拶いただきたいと思います。

(会 長)

只今ご推薦を頂きました田中一利でございます。都市計画関係との関わりは一昨年ですが都留市公共下水道事業審議会委員を勤めさせていただいて、一度委員会に出席をしたくらいでございます。今回の都市計画変更につきましては、先ほど市長からお話がありましたように大変重要な課題であるということで、私自身、肝に銘じてこの責を全うしたいと考えている次第でござ

ざいます。皆さんの協力をいただきまして会長責が全うできま
すようによろしくお願いいたしまして、会長席に付きたいと思
います。

(司 会)

有難うございました。次第4、職務代理者指名に入ります。
都留市都市計画審議会条例第5条第3項により、会長に事故あ
るときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理
するとございますので、会長から指名願います。

(会 長)

条例の定めによりまして私から指名させていただきます。都
留市教育委員会委員の中嶋公子委員をお願いしたいと思います。
よろしくお願ひします。

(司 会)

中嶋委員よろしくお願ひします。

次第5、都市計画変更案諮問に入ります。小林市長お願ひし
ます。

(市 長)

それでは、審議会に対し諮問させていただきます。

「都留都市計画道路 3・6・6 下谷線 の路線変更」及び「都留都市計画用途地域の変更」について諮問いたします。内容については審議案上程の際、職員をして説明いたします。よろしくをお願いします。

．．．．．諮問文の交付．．．．．

(司 会)

誠に申し訳ありませんが、市長は公務がございまして、これで退席させていただきます。

次第6に進みますが、これから先の議事進行は、審議会条例第7条第1項により会長が議長となり進めていただきたいと思います。会長よろしくをお願いします。

(議 長)

条例の定めにより会長が議長となることですので、議長を務めさせていただきます。不慣れではありますが、皆様のご協力をいただきまして、スムーズに進行していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

只今出席している委員は19名であり、過半数に達しておりますので議事を進めさせていただきます。それでは、先ほど市

長より諮問がありました案件を審議する前に、次第6、都留都市計画の概要及び審議会について、事務局である基盤整備課の説明を求めます。

(事務局)

皆様こんにちは。基盤整備課長の小佐野でございます。

本日は、各委員の皆様には大変お忙しい中ご出席いただき誠に有難うございます。新しい委員方々による初めての審議会でございますので、私の方から都市計画の概要について、簡単に説明申し上げます。

都市とは、多くの人が生活し、活動しているところを言い、その都市を暮らしやすく、活動しやすいまちに導くための仕組みが『都市計画』であります。実際には、まちの将来の姿を予測しながら、一つ目として『土地利用規制』の実施、二つ目として『道路・公園・下水道等の公共施設』の整備、三つ目として『市街地開発事業』の実施、と、まちづくりに必要なことからを総合的に考えながら定めていくこととなります。

具体的には、将来のまちの姿を示すものとして、平成16年10月に策定されました『都留都市計画マスタープラン』がござ

います。市役所ホームページに全貌が掲載されておりますので、ご一読いただけたらと思います。

一つ目の『土地利用規制』とは、土地の使い方や建物の立て方について共通ルールを定めることであります。会議資料 1 ページ・2 ページをご覧ください。本日もご審議いただき用途地域もそのルールの一つでございますが、現在、都留市の全面積 16,158 ヘクタールの内 5,291 ヘクタールが都市計画区域に指定されておまして、その都市計画区域の内 549 ヘクタール、9 種類の用途地域が計画決定されております。内訳は、第 1 種低層住居専用地域から準住居地域までの住居系の地域が、6 種類、432 ヘクタールで全体の 78.7 パーセントを占めております。近隣商業地域及び商業地域の商業系の地域が、2 種類、23 ヘクタール、4.2 パーセントを占めております。そして、住居系、商業系、主に軽工業等の環境悪化の恐れがない工業の業務が可能な準工業地域が、94 ヘクタール、17.1 パーセントを占めております。この他に、開発行為の許可等も土地利用規制に含みます。

二つ目の『道路・公園・下水道等の公共施設』は、まちの骨格をなす施設であり、『都市施設』と呼ばれております。この中

でも、本日も審議いただく都市計画道路は、まちの骨組みをなし交通を支える最も基本的な施設であり、住区間の円滑な移動、ふれあいや憩いの場、防災空間等の機能を有しております。資料(図面)の表をご覧ください。現在、12路線、全長24,430メートルが計画決定されており、この内6路線、6,988メートルが供用開始され、整備率は現在28.6パーセントでございます。

また、遊びと憩いの場、スポーツ活動、防災避難地等の機能を有する都市計画公園は、都留市総合運動公園を含め5箇所、面積で32.63ヘクタールが計画決定されております。この内、4箇所が整備済み、そして都留市総合運動公園も施設整備が本年度末で終了する予定であり、現在17.3ヘクタールが供用開始され、整備率は約53パーセントであります。

この他に、公共下水道、一般廃棄物処理場、火葬場等の施設が計画決定されております。

三つ目の『市街地開発事業』としては、記憶にも新しい富士急行線の新駅『都留文科大学前駅』を中心とした田原地区土地区画整理事業がございます。土地区画整理事業は『まちづくりの母』とも言われ、面的整備の手法としては最も効率的である

と考えられます。現在、井倉地区において、国道 139 号都留バイパスの整備にあわせ、新たな市街地の整備として土地区画整理事業の導入を検討しているところでございます。

次に、本審議会について説明いたします。都市計画法第 19 条の規定により都市計画を決定する場合は、市の都市計画審議会を経ることとなっておりますので、本日この会を招集させていただきました。

会議資料 3 ページをご覧ください。今回の都市計画の変更に当たりましては、都市計画道路の廃止路線に該当する土地所有者及び関係人、同じく都市計画用途地域の変更区域内の土地所有者及び関係人に対し、本年 5 月 24 日から 6 月 27 日の間に戸別訪問により説明を行い、皆様から了解の旨いただいております。

また、関係する地元住民に対し、7 月 22 日にピュアー富士において都市計画道路変更の説明会を、7 月 25 日に東桂地域コミュニティセンターにおいて都市計画用途地域変更の説明会をそれぞれ開催し、ご理解をいただいております。

なお、今回の都市計画変更案につきましては、都市計画法第

17条の規定に基づき縦覧をしております。9月21日から10月4日までの2週間、市役所基盤整備課内で縦覧に供したところ、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。

(議長)

只今の説明について質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

(拍手 賛同)

只今の課長の説明につきましては皆さんの承認を得たということになります。

次に、次第7審議に入ります。第1号議案「都留都市計画道路 3・6・6 下谷線 の路線変更」の内容について事務局の説明を求めます。

(事務局)

それでは、第1号議案「都留都市計画道路の変更」について、ご説明いたします。今回、ご審議いただきますのは、都留都市計画道路 3・6・6 下谷線について、路線の一部廃止について変更を行うものです。会議資料の4ページと資料図面 NO,2 をご

覧ください。

3・6・6 下谷線は、都留市つる一丁目、都留市駅裏を起点として北方向に進み、中央自動車道の南側を並行して走り、主要地方道『都留インター線』と平面交差し、終点が都留市四日市場の国道 139 号から都留第二中学校及び桂高校への進入路である都市計画道路『四日市場古川渡線』に接続するまでの、延長 1,840 メートル、幅員 8 メートル、車線数は 2 車線で計画され、昭和 31 年に都市計画の決定がされております。図面では紫色及び黄色に着色した実線を示しております。

変更の内容は、主要地方道『都留インター線』から終点までの延長 1,120 メートルを廃止するものであり、黄色に着色した箇所を示します。

資料図面 NO.1 をご覧ください。都留市の都市計画道路の状況を示しております。

変更の理由としましては、平成 16 年 10 月に策定しました『都留市都市計画マスタープラン』の中で、現在 12 路線ある都市計画道路の内、本路線も含め 7 路線について、都留インターチェンジのフルインター化及び国道 139 号都留バイパスの谷村～禾

生間の供用開始による交通体系の変化に伴い、廃止を含めた路線の見直しに着手することに由来するものであり、見直し対象路線を示してございます。

次の資料図面NO,2をご覧ください。

具体的に申しますと、平成 22 年の完成が迫っている都留インターチェンジのフルインター化による交通体系を想定した場合、廃止予定区間の機能は、緑色の破線で示した中央自動車道の北側及び南側の市道認定されている側道を利用することにより、計画策定時の機能が充足されるものと判断できるからです。つまり既存のストックを活用することにより新規道路の建設によらず、効果的に廃止区間の機能を充足することができる訳であります。

会議資料 5 ページに、新旧の対照表がありますので変更内容を確認させていただきます。四日市場地内の計画路線が廃止になるため、名称の路線名について下谷四日市場線から下谷線に、位置の終点について都留市四日市場から都留市つる三丁目に、区域の延長について 1,840 メートルが 720 メートルに、交差の構造について平面交差 3 箇所が 2 箇所にそれぞれ変更するもの

でございます。

以上、変更内容を簡単に説明いたしました。

(議長)

只今の説明について意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

(拍手 賛同)

次に、第2号議案「都留都市計画用途地域 十日市場及び夏狩地区の用途地域変更」の内容について事務局の説明を求めます。

(事務局)

第2号議案「都留都市計画用途地域の変更」について、ご説明いたします。今回、ご審議いただきますのは、都留都市計画用途地域の内、現在、十日市場地区の一部に定められている準工業地域の区域拡張に係る変更を行うものです。

会議資料の6ページと資料図面NO,3をご覧ください。

変更の対象区域は、図面に赤色の実線で示した範囲でございます。国道139号中心線、市道湯ノ沢夏狩線中心線、市道山梨原下原線中心線、中央自動車道境界線、市道十日市場中道線道路中心線の折れ点と中央自動車道富士吉田線の380.6キロポス

トを結んだ線、これら各線で囲まれた区域の約 5 ヘクタールを準工業地域に変更するものであります。

会議資料の資料図面 NO,4 をご覧ください。当該区域周辺の変更前の用途地域指定の図面であります。現在、当該区域はその大部分が第 1 種住居地域であり、僅かではあります但し国道 139 号沿線が準住居地域と、いわゆる住居系用途に指定されております。

変更の理由としましては、平成 18 年度にスタートした『第 5 次都留市長期総合計画』の中で目指すべきまちづくりの方向の一つとして掲げている『人と自然が共生する環境のまちづくり』に由来しております。

この方針の実現に向けた取り組みとして、小水力発電をテーマとする『小水力発電のまち・アクアバレーつる』構想の推進を掲げ、このたび十日市場・夏狩エリアを旧東京電力夏狩発電所跡地を利用した小水力発電所の建設や水耕栽培と組み合わせた未来型農業施設の整備などの有力な候補地として位置付けたところであり、これを踏まえ、^{しゃくながれ}柄杓流川の豊富な水資源を活用したクリーンなエネルギーによる安心・安全な農産

物の生産拠点づくりを行い、更に、企業誘致を積極的に推し進める本市としましては、生産された農産物を利用した食品加工工場をこの区域に誘致することにより、『食』をテーマとした新たなエリア整備の構築を目指すものであります。

資料図面NO,5 に、ただいまの説明した流れを簡単に模式図として示してございます

また、この一環として、この区域内に所在する 5,000 m²強の公共空地を利用して、建物用途上、食品工場に分類される都留市給食センターの建設を考えております。

会議資料 7 ページに、新旧の対照表がありますので変更内容を確認させていただきます。今回の用途地域の変更により、第一種用途地域の面積約 300 ヘクタールが約 295 ヘクタールに、準工業地域の面積約 94 ヘクタールが約 99 ヘクタールにそれぞれ変更するものでございます。

以上、変更の内容を簡単に説明いたしました。

(議 長)

只今の説明について意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

(拍手 賛同)

以上で審議を終結します。

お諮りします。

市長から諮問があった「都留都市計画道路 3・6・6 下谷線の路線変更」及び「都留都市計画用途地域の変更」については、異議がないとの答申をすることと致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

(拍手 賛同)

ご異議なしと認めます。よってそのように致します。

次第 8、報告事項に入ります。事務局の説明を求めます。

(事務局)

括弧 1、都留都市計画道路 3・5・3 厚原線の路線変更について説明いたします。資料図面 NO, 6 をご覧ください。先ほどご審議いただきました、都留都市計画道路 3・6・6 下谷線の路線変更理由と同様に、国道 139 号の深田の谷村発電所入口を起点として中央自動車道を越えた十字交差点までの路線、

黄色に着色した部分を廃止し、その機能を付け替えるため赤色に着色した部分、主要地方道都留インター線の一部を新たに計画決定するものでございます。この都市計画の変更は山梨県決定であるため、今月中旬に開催予定の山梨県都市計画審議会において審議されることになっております。

括弧2、次回開催予定でございますが、今年度末頃に都留都市計画下水道 都留市公共下水道の変更についてご審議いただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(議長)

只今の説明について意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

(拍手 賛同)

次第9、その他について事務局より何かありますか。

(事務局)

本日、ご審議いただきました内容を会議録として市役所ホームページに掲載し、公表したいと考えております。

なお、公表に当たり委員名は掲載するものとし、意見等発言者の名前は附さないものとします。何卒、ご理解下さるようお

願います。

(議 長)

只今の説明について意見がありましたら願います。

(意見なし)

委員の皆様から何かございますか。

(委員)

都市計画用途地域の構成比率は、都市計画法上で制限がある
のですか。

(事務局)

用途地域は、各市町村の特性に応じて定めることができます
ので、法的には、用途地域の構成比率の制限はありません。

(議 長)

その他に質問等ございますか。

無いようですので、以上をもちまして予定された議事はすべて
終了致しました。議事進行にご協力を頂き有難うございました。
これで議長を辞させていただきます。

(司 会)

長い時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。

以上で平成19年度第1回都留市都市計画審議会を閉会します。

ご苦労さまでした。